

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	公 告
○令和7年度8・9・11月及び3・4月自衛官の募集 (自治振興課) 309	○一般競争入札の実施 (広報課) 313
○京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (脱炭素社会推進課) 310	○ “ (情報政策課) 316
○国民健康保険組合の規約の変更認可 (医療保険政策課) 312	教 育 委 員 会
○救急病院である旨の告示 (医療課) “	○随意契約の相手方の決定 319
○基本測量の終了 (用地課) “	選 挙 管 理 委 員 会
○道路の区域変更 (乙訓土木事務所) “	○公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があつた施設の告示の一部改正 “
○道路の供用開始 (“) 313	○政治資金規正法に基づく政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体 “

告 示

京都府告示第275号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定による令和7年度8・9・11月及び3・4月自衛官（自衛官候補生）の応募資格、受付期間、試験期日、試験場等は、次のとおりである。

令和7年5月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 応募資格

採用予定月の1日現在において18歳以上33歳未満の日本国籍を有する者（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない者に限る。）で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条に定める欠格条項に該当しないもの

2 受付場所

- (1) 自衛隊各駐屯地及び基地
- (2) 次に掲げる場所

ア 自衛隊京都地方協力本部 京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)

URL <https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/>

Email recruit1-kyoto@pco.mod.go.jp

イ 京都募集案内所 京都市下京区烏丸通六条上る北町181（第5キョートビル1F）
(電話 (075) 361-5587)

ウ 河原町募集案内所 京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町412（シェモア河原町1F）
(電話 (075) 221-3266)

エ 福知山地域事務所 福知山市駅前町9（春風堂ビル1F）

- オ 舞鶴地域事務所 (電話 (0773) 23-0416)
舞鶴市余部下1190
(電話 (0773) 63-3272)
- カ 宇治地域事務所 宇治市広野町西裏71の5 (S.C OKUBO ビル202号室)
(電話 (0774) 44-7139)
- キ 亀岡募集案内所 亀岡市古世町西内坪34の26
(電話 (0771) 24-4170)
- ク 京丹後地域事務所 京丹後市大宮町周枳1975 (ミックビル 1 F)
(電話 (0772) 64-2498)

3 試験科目

筆記試験 (国語、数学、地理、歴史及び公民)、作文、適性検査、口述試験及び身体検査

4 受付期間・試験期日及び試験場

受付期間・試験期日及び試験会場 ※ 1

筆記試験 (WEB方式)			口述試験・身体検査	
受付期間※ 2	筆記試験期日	試験会場	口述試験・ 身体検査期日	試験・検査会場
令和 7 年 5 月 29 日 (木) まで(必着)	令和 7 年 6 月 9 日 (月) ・ 令和 7 年 6 月 10 日 (火) のいずれか 1 日	任意の場所	令和 7 年 6 月 17 日 (火)	陸上自衛隊桂駐屯地 (京都市西京区)
			令和 7 年 6 月 20 日 (金)	海上自衛隊舞鶴教育隊 (舞鶴市)

※ 1 試験期日等は、状況により変更となる可能性があるため、詳細については自衛隊京都地方協力本部に問い合わせること。

※ 2 インターネット申込みの場合は、受付期間期日の午後 5 時まで (必着)

5 採用予定月

採用予定通知書により通知する。

6 問合せ先

自衛隊京都地方協力本部
京都市中京区西ノ京笠殿町38
(電話 (075) 803-0820)



京都府告示第276号

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 5 月 16 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱 (令和 6 年京都府告示第459号) の一部を次のように改正する。

別表の 1 の項中「令和 6 年 3 月 1 日環地域事発第

2403011号」を「令和 7 年 3 月 10 日環地域事発第2503102

号」に、

「 1 補助対象事業につき100万円 (災害その他の非常の場合に、(1)の補助対象事業により設置する太陽光発電設備で発電された電気を、地域住民の利用に供することができる」と認められるときは、200万円)

を

次に掲げる蓄電池の容量の区分に応じ、それぞれに定める額に、3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

（当該額が1補助対象事業につき100万円を超える場合は、100万円（災害その他の非常の場合に、(1)の補助対象事業により設置する太陽光発電設備で発電された電気を、地域住民の利用に供することができると認められるときは、200万円））

- (1) 4,800 アンペアアワー・セル未満 蓄電池の容量の値をキロワットアワーで表した数値（当該値に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨てた値。以下「蓄電池容量値」という。）に14万1,000円を乗じて得た額
- (2) 4,800 アンペアアワー・セル以上 蓄電池容量値に16万円を乗じて得た額

に改める。

別表の2の項中

- (2) 蓄電池 100万円（災害その他の非常の場合に、この補助対象事業により設置する太陽光発電設備で発電された電気を、地域住民の利用に供することができると認められるときは、200万円）

を

- (2) 蓄電池 次に掲げる蓄電池の容量の区分に応じ、それぞれに定める額に、3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

（当該額が1補助対象事業につき100万円を超える場合は、100万円（災害その他の非常の場合に、この補助対象事業により設置する太陽光発電設備で発電された電気を、地域住民の利用に供することができると認められるときは、200万円））

- ア 4,800 アンペアアワー・セル未満 蓄電池容量値に14万1,000円を乗じて得た額
- イ 4,800 アンペアアワー・セル以上 蓄電池容量値に16万円を乗じて得た額

に改める。

別表の3の項中

- 1 補助対象事業につき100万円（災害その他の非常の場合に、(1)又は(2)の補助対象事業により設置する太陽光発電設備で発電された電気を、地域住民の利用に供することができると認められるときは、200万円）

を

次に掲げる蓄電池の容量の区分に応じ、それぞれに定める額に、3分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

（当該額が1補助対象事業につき100万円を超える場合は、100万円（災害その他の非常の場合に、(1)又は(2)の補助対象事業により設置する太陽光発電設備で発電された電気を、地域住民の利用に供することができる」と認められるときは、200万円））

- (1) 4,800アンペアアワー・セル未満蓄電池容量値に14万1,000円を乗じて得た額
- (2) 4,800アンペアアワー・セル以上蓄電池容量値に16万円を乗じて得た額

に改める。

附 則

この告示は、令和7年5月16日から施行し、この告示による改正後の京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金交付要綱の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。

京都府告示第277号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり京都府建設業職別連合国民健康保険組合の規約の変更を令和7年5月1日認可した。

令和7年5月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

変更事項

組合格約別表中「高島市の区域のうち旧高島町の区域」を「高島市」に改める。

京都府告示第278号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和7年5月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認定期限
医療法人社団行陵会京都大原記念病院	京都市左京区大原戸寺町334の1	令7. 3. 31	令10. 3. 30
社会医療法人弘仁会大島病院	〃 伏見区桃山町泰長老115	〃	〃
医療法人清仁会シミズ病院	〃 西京区山田中吉見町11の2	7. 4. 11	10. 4. 10
医療法人松寿会共和病院	〃 伏見区醍醐川久保町30	〃	〃

京都府告示第279号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の地域の基本測量（令和6年京都府告示第181号）が令和7年3月31日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があった。

令和7年5月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

京都府全域

京都府告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年5月16日から令和7年5月30日まで縦覧に供する。

令和7年5月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 道路の種類 府道

2 路 線 名 伏見向日線

3 道路の区域

区 間	変更 前後 別	敷地の幅員	延 長
向日市森本町前田19の2から	前	最小 7.3 ^m 最大 8.1	45.2 ^m
向日市森本町前田20の3まで	後	最小 10.1 最大 11.3	

4 縦 覧 場 所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年5月16日から令和7年5月30日まで縦覧に供する。

令和7年5月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 道路の種類 府道

2 路 線 名 伏見向日線

3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
向日市森本町前田19の2から 向日市森本町前田20の3まで	令和7年5月16日

4 縦 覧 場 所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和7年5月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

「きょうと府民だより」制作業務委託 一式

(2) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年8月31日まで

(4) 履行場所

京都府が指示する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府広報課広報係

電話番号 (075) 414-4074

電子メールアドレス koho@pref.kyoto.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和7年5月16日（金）から令和7年6月9日（月）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府ホームページ（https://www.pref.kyoto.jp/koho/news/2025dayori_production_bid.html）からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

(3) 質問及び回答

ア 受付期間

公告日から令和7年5月21日（水）まで 午後5時必着

イ 質問方法

電子メールにより、2の(1)の担当部署に提出すること。

ウ 質問様式等

様式は自由とする。ただし、次の点に留意して記載すること。

(ア) 件名は「令和7年度「きょうと府民だより」制作業務委託に関する質問」とすること。

(イ) 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

(ウ) 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

エ 回答日

令和7年5月28日（水）

オ 回答方法

質問への回答は京都府ホームページに掲示し、個別には回答しない。

また、質問がない場合はその旨を掲示しない。

- 3 入札に参加することができない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 4 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
- ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する年度の4月1日をいう。以下同じ。）において、直近2営業年度以上の営業実績を有しない者
- ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者
- エ 過去に地方公共団体（都道府県に限る。以下同じ。）が毎月発行する基幹広報紙の制作業務を3年以上連続して受託した実績がない者
- オ 地方公共団体が毎月発行する基幹広報紙の制作業務に関し、次のいずれかに該当する者
- (ア) この入札の日前2年間において、当該契約を解除された者（その者の責めに帰すべき事由により当該契約を解除されたと認められる者に限る。）
- (イ) この入札の日前1年間において、当該契約に基づき賠償する責めに任ずべき損害を2回以上生じさせた者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当するほか、次のいずれかに該当する者
- (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- キ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団

- 体に属する者
- ク 京都府内に営業所等の設置をしていない者
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- 5 資格審査の項目
- (1) 審査基準日の直前の営業年度の決算における資本金額
- (2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における流動比率
- (3) 審査基準日の従業員数
- (4) 審査基準日までの営業年数
- (5) 地方公共団体が委託する同種の業務の受託状況（過去10年間）
- (6) 「きょうと府民だより」の制作における人員（専任）・体制
- 6 資格審査の申請手続
- 4の(1)の資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。
- なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (1) 申請書の交付等
- ア 交付期間
2の(2)のアに同じ。
- イ 入手方法
2の(2)のイに同じ。
- (2) 申請書の提出期間等
- ア 提出期間
2の(2)のアに同じ。
- イ 提出場所
2の(1)に同じ。
- ウ 提出方法
- (ア) 持参により提出する場合
提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。
- (イ) 郵送により提出する場合
提出場所宛てに書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- エ 添付資料
申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。
- (ア) 申請者等が暴力団員に該当しないことの誓約書
- (イ) 法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者が制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書
- (ウ) 府税納税証明書（府税を滞納していないこと

の証明書) (エ) 消費税及び地方消費税の納税証明書 (オ) 営業（事業）経歴書 (カ) 業務体制 (キ) 法人にあっては財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）及び財産目録、個人にあっては所得税の確定申告書の写し、営業に必要な機械、工具、備品等の明細書並びに商品及び原材料（仕掛品を含む。）の現在高調書 (ク) 取引使用印鑑届 (ケ) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書 オ 資料等の提出 申請書及び添付資料(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。 カ 提出書類の作成に用いる言語 提出書類は、日本語で作成するものとする。また、提出書類の金額については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。 キ その他 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。 7 参加資格を有する者の名簿への登載 3及び4について審査の上、資格があると認定された者は、「きょうと府民だより」制作業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿において登載される。 8 資格審査結果の通知 資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。 9 参加資格の有効期間 参加資格の有効期間は、8による資格審査の結果を通知した日から令和10年8月31日までとする。 10 申請書記載事項の変更 申請書を提出した者（7の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。 (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称又は所在地 (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名 (4) 個人にあっては、氏名 11 参加資格の承継 (1) 参加資格を有する者が、次のアからエまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3並びに4の(1)のア、エ、オ、カ及びキに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承	継することができる。 ア 個人が死亡したときは、その相続人 イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族 ウ 個人が法人を設立したときは、その法人 エ 法人が合併又は分割したときは、合併後存続する法人若しくは合併によって設立する法人又は分割によって営業を承継する法人 (2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。 (3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。 12 参加資格の取消し (1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。 (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められたときは、その資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。 ア 契約の履行に当たり、故意に内容が粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。 イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。 ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。 エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。 オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。 カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。 (3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。 13 入札手続等 (1) 入札及び開札の日時、場所等 ア 日時 令和7年7月7日（月）午前10時 イ 場所
---	---

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府庁第 3 号館地下 1 階第 6 会議室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和 7 年 7 月 4 日（金）

(イ) 提出先

2 の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 入札の延期

天災地変等により入札を執行することができない状況に至った場合は、入札を延期することがある。その場合は、京都府のホームページで公表する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3 及び 4 に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

14 入札保証金

免除する。

15 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額の違約金を徴収する。

16 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第159条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

17 その他

(1) 1 から16までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 令和 8 年度、令和 9 年度又は令和10年度の府の歳入歳出予算において、落札者に支払うべき委託料が減額され、又は削除されたときは、契約を解除することがある。

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

18 Summary

(1) Service required:

The Production of prefectural news-letters

(2) The time, date and place for the bidding:

10:00 a.m. on Mon., July 7, 2025

Place of meeting: No.6 Meeting Room on the basement floor of the No.3 Building of the Kyoto Prefectural Government Office

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570, Japan

(3) Deadline for bid submission by post:

Fri., July 4, 2025

(4) Contact point for the notice:

Public Relations Division, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570, Japan

TEL : (075) 414-4074

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

令和 7 年 5 月 16 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

M i c r o s o f t 365利用サービス提供業務

一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

契約日以降で京都府が指示する日

(4) 納入場所

仕様書に指示する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部情報政策課

電話番号 (075) 414-4342

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和7年5月16日（金）から令和7年6月6日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）とする。

イ 入手方法

原則ホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和7年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和7年京都府告示第4号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次のいずれかの業務種目に登録されている者であること。

ア 大分類「電気・通信機器類」一小分類「ソフトウェア」

イ 大分類「情報システム開発等」一小分類「システム運用・管理」

(3) 入札説明書において指定する提案書を提出した者であること。

(4) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止がなされていない者であること。

(5) Microsoft 365利用に係るサービス提供業務又はリース契約の実績を有する者で、京都府が発注するMicrosoft 365利用サービス提供業務を確実に履行することができると認められる者であること。

(6) 審査基準日（確認申請書の提出期間の属する年の4月1日をいう。）において、直前2営業年度以上

の営業実績を有する者であること。

4 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び提案書（以下「確認申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(2)のアに同じ。

なお、上記期間以外においても確認申請書等を受け付けるものとするが、この場合には入札参加資格の確認がこの公告に係る入札に間に合わないことがある。

(2) 提出場所

2の(1)に同じ。

(3) 提出方法

ア 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期限内に必着のこと。

(4) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(5) その他

ア 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格確認を受けることができる。

(ア) 資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5428

(イ) 原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和7年5月26日（月）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和7年6月27日（金）午後2時

イ 場所

京都府庁旧本館2階特別参与室（総合政策環境部）

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和 7 年 6 月 26 日（木）

(イ) 提出先

2 の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1 の(1)に示す「Microsoft 365 利用サービス提供業務 一式」の金額とし、入札書に記載する金額には、一切の経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3 に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札書の受領期限までに到着しない入札

オ 委任状を持参しない代理人による入札

カ 記名押印を欠く入札

キ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札をした者のした入札

ク 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

ケ 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

コ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

サ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札を

した者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額のうち導入業務委託分の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

9 その他

(1) 1 から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the products:

Microsoft 365 Service Provisioning Business

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:

Friday, June 6, 2025

(3) Bid opening:

2:00 PM on Friday, June 27, 2025

Place of meeting:

Department of Comprehensive Policy and the Environment Conference room, 2nd Floor, Former Main Building of the Kyoto Prefectural Government

(4) Time-limit for the submission of tenders by registered mail:

Thursday, June 26, 2025

(5) Contact point for the notice:

Information Policy Division, Kyoto Prefectural

Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570

TEL: (075) 414-4342

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長告示第 3 号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 7 年 5 月 16 日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

- 1 契約の名称及び数量
京都府立井手やまぶき支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府立井手やまぶき支援学校
綴喜郡井手町大字井手小字大塚40番 1
- 3 契約日
令和 7 年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社キャビック
京都市右京区梅津段町 8 番地
- 5 契約金額
39,952,770円
- 6 契約の方法
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 2 号

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第23号

公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があつた施設の告示（昭和43年京都府選挙管理委員会告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 16 日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

表福知山市の項中

下六人部会館	同 字長田2618	〳 56. 6. 18
--------	--------------	-------------

観音寺集会所	同 字観音寺312の 4	〳 3. 2. 1
--------	-----------------	-----------

及び

惇明西集会所	同 字中ノ 222、223の 1、 ／ 222／223／） 合地 8	〳 3. 4. 6
--------	--	-----------

内田町・岡ノ一町 けやき集会所	同 字堀1945番地の 9	〳 7. 5. 1
--------------------	------------------	-----------

を削り、同表京丹波町の項中

高齢者センター和田	同 和田前田15番地の 1	〳 62. 2. 2
-----------	------------------	------------

を削り、

上栗野生活改善センター	同 上栗野ナコゼ 1 の 1	〳 3. 1. 11
-------------	-------------------	------------

才原生活改善センター	同 才原中道32	平 3. 1. 11
------------	-------------	------------

を

才原生活改善センター	同 才原中道32	〳 3. 1. 11
------------	-------------	------------

に改め、

塩谷集会所	同 塩谷西ノ本46の 1	〳 3. 1. 11
-------	-----------------	------------

担い手センター	同 稲次清水11	〳 3. 1. 11
---------	-------------	------------

蒲生集落センター	同 蒲生前野26番地	〳 14. 12. 2
----------	---------------	-------------

及び

鎌倉生活改善センター	同 高岡長谷口41番地	〳 14. 12. 2
------------	----------------	-------------

を削る。

京都府選挙管理委員会告示第24号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 2 項の規定により、令和 7 年 4 月 1 日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 16 日

京都府選挙管理委員会

委員長 多 賀 久 雄

政治団体の 名 称	代表者の 氏 名	会計責任者 の 氏 名	主たる事務所の 所 在 地
木津川相楽 政策研究会	山本 篤志	山本 峰子	木津川市木津南後背 100 の 11
京都政経懇 話会	徳本 良孝	徳本 幸子	京都市下京区中堂寺 北町 1 の 18
谷村ひろし 後援会	谷村 浩志	谷村 朋美	城陽市市辺出川原 4 の 9
なかがわ善 夫後援会	中川 善夫	中川万智子	京都市伏見区横大路 中ノ庄町 55
安井つとむ 勉友会	安井 勉	田中 稔	京都市伏見区淀樋爪 町 360
いわがみ晋 也後援会	岩上 晋也	岩上 晋也	木津川市州見台 6 の 1 の 2 H403
岡田泰正後 援会	岡田 泰正	中井 通夫	相楽郡和東町大字原 山小字西ノ谷 37
すみやま卓 夫後援会	吉田 昭	藤田 義幸	船井郡京丹波町本庄 小田中 10 の 1
徳本良孝後 援会	大井 平一	亀井 泰成	宮津市字住吉 1801 の 1
日・韓・朝 文化芸術ス ポーツ交流 会京都	金 東春	鄭 正子	京都市伏見区雁金町 710 の 6
堀ただお後 援会	奥 和雄	植村 宗伯	相楽郡和東町大字門 前小字谷 24
向島国道 1 号線周辺創 出の会	金子 義治	金子 正子	京都市伏見区雁金町 710
森本茂後援 会	森本 恭有	森本 敦子	木津川市鹿背山東大 平 17 の 3
「わたし」 からはじめ るまちづく りの会	佐々木真由 美	佐々木真由 美	宇治市宇治妙楽 6 の 20